

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

静岡労働局一般公示第7号

静岡地方最低賃金審議会は、静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、静岡県の区域内ではん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部分品製造業、航空機・同附属品製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年10月21日までに、静岡地方最低賃金審議会（静岡市葵区追手町9番50号静岡地方合同庁舎静岡労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年9月30日

静岡労働局長 國分 一行